

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第22回)・
ワーキンググループ(第26回)

1 日時 令和6年6月10日(月)13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、石井構成員、生貝構成員、越前構成員、江間構成員、奥村構成員、落合構成員、
クロサカ構成員、後藤構成員、曾我部構成員、田中構成員、水谷構成員、森構成員、
山口構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セー
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団
法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通
信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケー
ブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクト
チェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興
センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 意見交換
- (3) その他

【宍戸座長】 デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第22回会合ワーキンググループ第26回会合の合同会合を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ本会合にご出席いただき誠にありがとうございます。議事に入ります前に事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますのでその点ご了承ください。

次に事務局より、Web会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、構成員および傍聴はWeb会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声および資料等のみでの傍聴とさせていただいております。事務局にて傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は本体資料として資料22-1-1から参考資料22-7までの18点用意をしております。万が一お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。また傍聴の方につきましては本検討会ホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお本日は、増田構成員、山本健人構成員、山本龍彦構成員、脇浜構成員はご欠席と予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、まず冒頭本日の議事につきまして、私よりご説明を差し上げます。まず議事の1はプラットフォーム事業者ヒアリングの総括といたしまして、事務局に準備いただきました資料によりまして、資料22-1-1、22-1-2でご説明をいただき質疑応答の時間を設けます。その後、議事の2といたしまして、具体的な方策、技術の研究開発実証、国際連携についてクロサカ構成員からご発表いただきます。その後、続きまして総務省国際戦略局国際経済課多国間経済室からもご説明いただいた後、それぞれの後に質疑応答を実施させていただきます。最後に議事の3でございますけれども、前回の会合において私の方から事務局にこれまでの本検討会の議論の取りまとめの骨子のたたき台を作成するようお願いをいたしました。また構成員の皆様にはその作成についてご協力いただきますようお願いをしたところでございます。この度事務局の方で資料22-3-1ですけれども、取りまとめ骨子案をまとめていただきましたので、こちらについて事務局よりご説明をいただき、質疑応答と意見交換を実施させていただきたいと

考えております。

本日も大変盛りだくさんでございますので、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思っております。それでは早速議事に入らせていただきます。まず議事の1でございます。プラットフォーム事業者ヒアリングの総括につきまして事務局より15分でご説明をお願いいたします。

【菅野補佐】 資料22-1-1についてご説明させていただきます。5月15日の第19回の会合におきまして、追加質問への回答が一部国内事業者から未提出ということでヒアリング総括の暫定版として取りまとめた資料をお示しさせていただきましたが、回答が全て揃ったということで今回は全ての回答が揃った形での資料となります。なお本資料につきましては全体としまして黄色いハイライト部分をつけさせていただいております。こちらにつきましては、前回の第19回会合からの更新部分となります。

それでは資料1ページ目でございます。議案項目につきましては、前回21に分けてやっていくということでお示しさせていただきましたが、前回暫定のときには取り上げなかった8から15と17項目を取り上げるということで記載させていただきます。また小項目20につきましては黄色く着色してございますけれども、その他の中身が明確となるよう項目名を一部修正させていただいております。

それでは資料2ページ目でございます。資料2ページ目につきましては、ヒアリング総括についての考え方のようなものを冒頭に追加させていただきました。具体的には、1ポツ目ですが、プラットフォーム事業者ヒアリングの総括については各事業者の個別の評価を行うものではなく、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念、特に情報伝送に関する基本理念と当該基本理念にのっとりまして、国内におけるプラットフォーム事業者に期待される役割・責務に照らして、対象事業者サービス全体の取り組み状況を総括とし、2ポツ目でございますけれども、ヒアリングを通じてそれぞれの事業者における様々な取り組みについても書いてございまして、それらを事業者が相互に、また他のステークホルダーも参照・比較できるよう各ヒアリング項目に対する結果を知る資料22-1-2の通り、整理させていただくとともに、対象事業者からの詳細な回答について一覧として整理させていただきました。一覧の内容につきましては、プラットフォーム事業者ヒアリングシートの回答について参考資料22-1で、プラットフォーム事業者からのヒアリング当時の質疑への回答を参考資料22-2で、またヒアリング当日の議事概要を参考資料22-3で、また22-4で、そしてプラットフォーム事業者からの追加質問への回答を参考資料

22-5としております。

また3ページから5ページ目につきましては、暫定のヒアリングの際にもご説明した通り、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念とプラットフォーム事業者に期待される役割・責務をつけさせていただいております。

そして6ページと7ページ目で全体の総括をしてございます。6ページの全体総括につきましては、基本理念にのっとりプラットフォーム事業者に期待される役割・責務と、プラットフォーム事業者における取り組み状況、透明性・アカウントビリティの確保状況に分けて、今回記載させていただきます。6ページ目につきましては前回の資料から、総括の位置づけとして後者の話ではなく、対象サービス全体としての総括であることが明確にすることをはじめとして、趣旨の明確化する等の修正を行ってございます。

次に7ページ目でございます。7ページ目につきましては、前回の暫定総括では回答が揃っていなかったということで、各ステークホルダーとの連携状況等は資料の内容には含まれてございませんが、今般連携内容について追加させていただきました。具体的には読み上げになりますけれども、プラットフォーム事業者による偽・誤情報等への対応について、民産学官のステークホルダーとの連携協力を通じた日本国内における取り組み状況として、特に普及啓発、リテラシー向上、人材育成、ファクトチェックや研究開発の推進については様々な取り組みが一定程度進められる一方で、引き続きこれらの取り組みの更なる推進が重要であるとし、また研究機関等へのデータ提供、サイバーセキュリティとの連携推進、伝統メディアや行政機関、地方公共団体等の情報源による発信等については、偽・誤情報等への対応の観点から一定の取り組みは見られるものの、全体としては十分ではなく、研究機関、サイバーセキュリティ関係機関等との連携・協力を通じた一層の取り組みが今後必要としております。また他方としてデジタル空間における情報流通の適正化や利用者の表現の自由の確保に向けた取り組みとして、以下の資料1から13の項目の日本国内における取り組み状況については全体として十分な回答が得られたとは言い難く、特に国内事業者においては全ての事業者ではないものの、質問への回答期限を過ぎたことや質問に対する直接的な回答がなかったこと、またポリシー等がグローバルなものであり、言語や地域の特性等を問わず運用されているなど日本国内の状況を踏まえた取り組みに関する明確な回答がなかったことに鑑みても、日本国内での公共的役割を果たす上で、透明性やアカウントビリティの確保は総じて不十分であり、取り組み状況についても、得られた回答を踏まえても全体として十分と言えず、事業者団体による行動規範の策定に関する議論が白紙となり中断と

されていることから鑑みると、事業者による自主的な取り組みを否定できない状況であり、新たに具体的な対応が必要としております。

次に8から22ページが各項目における総括となります。前回の暫定ヒアリング総括において説明している分は割愛させていただきますので、14ページ目の項目から簡単にご説明させていただきます。

まず項目8の選挙時の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況についてですが、選挙関連ポリシーの日本国内の策定運用状況や日本国内で選挙時に実施した対応とその効果として、一部の国内事業者においては選挙管理委員会からの指摘に基づいて、公選法に抵触する行為が利用規約では禁止されていることへの対応などの取り組みを実施している一方で、国外事業者においては取り組みが不透明であるとともに、ミュンヘン協定において日本国内における具体的な取り組みが不透明という状況でした。このことから日本国内における事業者の取り組み状況およびその透明性・アカウントビリティの確保が不十分としております。

次に15ページ目でございますが、なりすましへの対応状況、広告の質の確保への対応状況となります。こちらにつきましては、なりすまし対策についてほぼ全ての事業者により投稿等のコンテンツや報告に対するポリシー、削除やアカウント停止等の回答があるものの、一部の国外事業者においては具体的な取り組みが不透明であり、また具体的には投稿のコンテンツに関するアカウント開設時の事前審査において国内事業者はSMS等による認証等は実施しているものの、アカウント開設時ではなくアカウント開設後に個別サービスにおける禁止事項等への違反等があった場合に必要な範囲でアカウント停止等の措置を実施している点や、国外事業者においては投稿等のコンテンツに関するアカウント開設時の日本国内における事前審査について具体的な取り組みが不透明など、アカウント開設時や広告配信による事前審査なりすましアカウントの開設後や偽広告の配信後の対応という全体的な傾向に関する観点、また明らかにポリシー違反の広告が多数残っている状況等という個別具体的な場面に関する観点の両面において、日本国内における事業者の取り組み状況やその透明性・アカウントビリティの確保が不十分としております。

16ページ目の11の広告配信先の質の確保への対応状況等についてでございますけれども、国内事業者においては広告配信ガイドラインや広告ネットワーク利用規約に基づく審査、訓練された担当者や専門部門による審査、広告配信後による審査やモニタリング等を実施しているものを、国外事業者においては広告配信先のパブリッシャーが運営するメド

アの日本国内における事前審査について具体的な取り組みが不透明であるという点や、広告配信先のパブリッシャーが運営するメディアの日本国内における事前審査の件数について国内事業者から対応件数の回答があるものの、国内事業者においては具体的な取り組み状況が不透明など広告配信時だけのパブリッシャーが運営する日本国内における事前審査やメディアが悪質なサイトであった場合の事後対応等という全体的な傾向に関する観点や、広告主からの報告計数掲載停止依頼への対応等の日本における個別具体的な場面に関する観点の両面において日本国内における事業者の取り組み状況と、その透明性・アカウントビリティへの確保が不十分というようにしてございます。

次に17ページ目でございます。こちら12の発信者への広告収入分配等の状況ですが、発信者への広告収入の分配プログラムについて国内事業者を中心に、記事の読者による評価、視聴者のエンゲージメント、作品の盛り上がりや、良質な情報を提供する信頼できるメディアやブロガー等との支払いパートナー契約の締結等によりインプレッション稼ぎにより発信者に広告収入が分配されるような仕組みで対応している一方で、多くの国外事業者においては、発信者への広告収入の分配プログラムについてチャンネル登録者・フォロワー数、インプレッション数やコンテンツの再生時間等のいわゆるインプレッション稼ぎにより発信者に広告収入を分配となっていることや広告収入の分配プログラムの参加に関する日本における事前審査の具体的な取り組みが不十分など、日本国内における情報流通の健全性ひいては権利侵害・社会混乱その他の実空間や個人的意思決定の自立性に与える影響リスクの適切な把握と対応等について発信者への広告収入の分配プログラムにおける広告収入分配のあり方やプログラム参加に関する事前審査や収益化停止等に関するポリシーの運用状況等という全体的な傾向に関する観点、また審査におけるプログラムへの参加可否や収益化不可能という対応等という個別具体的な場面に関する観点の両面において日本国内における事業者の取り組み状況やその透明性・アカウントビリティの確保が不十分としてございます。

次に18ページ目でございます。AI・ディープフェイクの技術への対応状況でございますが、提供するサービスにおけるAI事業者ガイドラインを踏まえた対応状況についてはほぼ全ての国外事業者において注意喚起の実施や専門的知識が必要なコンテンツの対象外化などを実施しているものの、ほぼ全ての国内事業者は具体的な取り組みは不透明であり、またAIで生成されたコンテンツの投稿への対応について国外事業者はユーザーにおいてその旨を上記に明記することを求めるガイドライン、AIで生成したコンテンツを投稿する際のAI生

成ラベルの義務づけなどを実施しているものの、国外事業者は具体的な取り組みが不透明ということから、サービスにおけるAI利用等への対応やAIで生成されたコンテンツの投稿への対応という全体的な傾向に関する観点において、日本国内における事業者の取り組み状況とその透明性・アカウントビリティの確保が不十分としてございます。

次に19ページ目でございますが、ファクトチェックの推進に向けた取り組み状況となります。こちらについては一部の国内事業者とグローバルに連携・協力を進めている国外事業者を中心にファクトチェック推進団体との定期的な意見交換や寄附または法人会員としての支援など様々な取り組みを実施していたことから、ファクトチェックの推進や取り組みについては日本国内において様々な取り組みが一定程度進められているものであるかと思えます。また、ファクトチェック関連団体等との連携・協力とした更なる取り組みの推進が重要というようにしてございます。

ページ下のマスメディアとの連携状況から22ページまでのその他の各ステークホルダーの連携状況となりますが、こちらについてはまとめになりますけれども、研究機関等へのデータ提供やサイバーセキュリティとの連携の推進、新聞や放送の伝統メディアや行政機関や地方公共団体等の情報源による発信等について偽・誤情報等への対応の観点から一定の取り組みが見られたということはわかりましたが、全体として十分ではなく、研究機関サイバーセキュリティ関係機関、伝統メディアや行政機関や地方公共団体、消費者利用者団体、事業者団体等との連携協力を通じた一層の取り組みの推進が必要というようにしてございます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご指摘あるいはご質問がありましたら、チャット欄で私にご発言の希望をお知らせいただきたいと思います。大体15分程度の時間を予定しておりますが、いかがでございましょうか。

この間、ヒアリングの対象としてお願いしましたプラットフォーム事業者の方々には、その後のご回答も含めて丁寧にご対応いただき、その結果をこういう形で取りまとめているわけでございますけれども、構成員の皆様から何かご指摘等ございますでしょうか。

奥村構成員をお願いします。

【奥村構成員】 ありがとうございます。多岐に渡りまして詳細におまとめいただきありがとうございます。ファクトチェックの一番最後に言及されたことについて、もう少し構造的な言及が必要ではないかと思いましたので少し申し上げたいと思います。もちろんプ

プラットフォームはファクトチェック機関との連携のようなことをかなり強調しているいろいろおっしゃったわけで、取り組みとしてとても前向きだと思いますし、おやりなっていたきたいし、もっと推進していただきたいところではありますが、そもそものファクトチェック機関のキャパシティというのが、日本は非常に弱いわけです。ファクトチェックをやるべきはずのマスメディアが全く動かない中で、ごくごく一部のファクトチェック機関との連携をプラットフォーム事業者が強調することによって一定程度なされているという評価がされてしまうというのは、こちらとしては非常に違和感があります。なので、そもそものファクトチェックのキャパシティというか実力のようなものを涵養し要請し、強化していかなければ、おそらくプラットフォーム事業者の連携する相手が非常に限定されていて、それ以上の事業的効果のようなものは全く生まれないということになってしまいます。なので、少しこの部分はもう少し書き方を何か工夫できないかなと。そういうようなことがにじみ出るようなようにしていかないと、やはり日本の今のファクトチェックというようなものの実力が国全体として非常に弱いということが課題の認識として抜け落ちてしまう恐れがあると思いましたので、一言申し上げることにいたしました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今の奥村構成員の御指摘ですけれども、総括として書き換えていく上でご感触を教えてくださいたいのですが、ひとまずここではプラットフォーム事業者ヒアリング結果の総括として書かせていただいております。その意味で、全体としてファクトチェックの日本社会における総量が足りていないということは、今日の後半のラウンドで議論いただく全体の骨子の中で出てくることでもあるわけですが、それと同時にこのプラットフォーム事業者ヒアリングの総括としても、全体としての総量が足りていない。そもそもプラットフォーム事業者がファクトチェック団体との取り組みをしていると言っても、アウトカムは不十分な状況でないかということ、19ページの14の2ポツ、それから最終的な14のまとめの矢印の部分辺りのところに、のプラットフォームヒアリング総括として書けばよろしいということでしたでしょうか。

【奥村構成員】 私もプラットフォーム事業者のときに具体的な質問としてどのようなものを繰り出せばいいかというようなことがよくわからないままずっと流れてしまったような感じがあります。例えば、ファクトチェック機関として名前が挙がっている団体が日本では三つあるわけですが、そのうちの日本ファクトチェックセンターが非常にアクティブでいろいろな事業に手を伸ばしてらっしゃるといってもあるわけなので、非常に存在感が強かったわけですが、他のファクトチェック機関とどのような関係が構築

されつつあるのか、そもそもやり取りはあるのか、それから海外ではソーシャルメディア、例えばTikTokなどは自前のファクトチェック機関を一瞬ですが持ったり、いろいろな動きがあったわけなので、例えば日本語に特化したようなファクトチェックの機能を持つようなものをプラットフォーム事業者が何か開発するとかというような動きを全く見られなかったわけで、そうすると、そもそも「既存のものにとりあえずやり取りはしていますよ」というようなことが課題に書かれているよりも、「そういう取り組みがないではないか」というようなことは言及していただきたいと思ったわけです。

【宍戸座長】 よくわかりました。今の点は反映させたいと思います。

【奥村構成員】 具体的にどのような書き込みやどのような表現が妥当かということに関してはお相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【宍戸座長】 事務局は今の点は押さえておいてください。

それでは山口構成員をお願いします。

【山口構成員】 まずご説明、そして取りまとめいただきありがとうございました。大変だったと思いますし非常に肉厚で有益なものになっていると思います。さらに事前にインプットさせていただいたことが結構あったのですが、そちらについて、多くの点を既にご修正いただいたかと思ってお礼を申し上げたいと思います。

そこを除いて、いくつか私の方から点が多いのですが手短かに申し上げたいと思います。まず大きいところで申しますと10ページです。ポリシー違反によるアカウント停止や投稿の削除など件数のうち日本の政府、自治体、伝統メディアのアカウントに関するものの状況が不透明というところがございます。この三つを並列に特別視する論理的理由が記載されていないので少し疑問を持つ人もいらっしゃるかというように感じました。つまりこれはプラットフォーム事業者が政府、自治体およびその民間企業である伝統メディアを特別扱いせよというように述べているわけですので、もしこちら記載するのであればわかりやすく何か合理的な理由を書いた方がいいというように感じました。

次に19ページです。第三者からの通報対応におけるマスメディアの関与についてというところで、一番下から2ポツ目の部分のこの記載を読むと、少しよくわからない点があるのかというように感じました。と申しますのも、プラットフォーム事業者の通報対応に伝統メディア、マスメディアを絡めろというように読めてしまって誤解を招くように感じます。後半の部分で2022年中および2023年中にと書かれていますが、なぜこのマスメディアを特別扱いして、その意見を反映してモデレーションする必要があるのかという

ところがよくわからなかったです。この箇条書きのところは、ストレートに読むとマスメディアがプラットフォーム上の言論をコントロールする力を有することが望ましいというようにも捉えられてしまうため、もう少し書くにしても、書き方を考えた方がいいかというように感じました。

続けて21ページです。行政機関や地方公共団体などとの連携協力を通じた更なる取り組みが重要というところでは、意図としては、その行政機関などが削除しようといったものを全て削除せよといったことではないと思うのです。ですから行政の過剰な言論の不透明な介入というような誤解を招かないような記述というところがあってもいいのではないかとこのように感じました。これが大きいところ三つです。

あとすごく小さいところで、8ページでヒアリング対象サービスの規模のまとめというようになっておりますので、こちら日本国内における事業者の取り組み状況とその透明性・アカウントビリティの確保が不十分というよりは、日本国内における事業者の状況ではないかというように思いました。取り組み状況というよりはただの状況の話をしているのかというように思います。

あと11ページです。全体的に不透明という言葉が2通りに使われていて、公開や公表をしていなくて透明性がないというときと、実施していない、あるいは回答がずれていたといったものが同じ不透明という表現になっているので、それがいいのかどうか気になりました。

最後に、いろいろ事業者がこうだったというような問題提起をされているのですが、全ての事業者のことなのか一部の事業者のことなのか、全部にそれを記載した方がいいのではないかとこのように思いました。記載しているところもあるのですが、しないところもあるので気になったというところです。私からは以上です。

【宍戸座長】 具体的にご指摘いただきありがとうございます。

それでは続いてクロサカ構成員をお願いします。

【クロサカ構成員】 まず14ページ目、選挙時の偽・誤情報というところです。矢印のところの書きぶり、ないしはその一つ手前のところの書きぶりなのかもしれませんが、ミュンヘン協定に関する国内の取り組みで国内における事業者の取り組み状況とその透明性・アカウントビリティの確保が不十分という記述があります。しかし不十分であるというだけを書いてしまうと少し足りない気がします。何を言いたいかという、ミュンヘン協定について私もオリジネーター・プロファイル組合として協議しましたが、正直今回はかなり先

方の事務局が忙しかったこともあり、直前になっていろいろなことが動くとか、おそらく連絡もまんべんなく行うということではなく、必要なことを最低限という形で進められていたと思います。この状況であると、キャッチアップが困難な事業者が多いただろうというように思うので、こういったところはただ単に不十分だから国内事業者はきちんとやりなさいというニュアンスだけではなく、そもそも連携が通常から行われているようなことが期待されるようなことを少し書きぶりで出していただいてもいいのではないかと思います。

「頑張りなさい」というだけだと少し気の毒なところがあります。

続いて15ページ以降で、広告のところです。ここも全般的なコメントで恐縮ですが、おそらく国内事業者の中で、できている人とできていない人というのが少し分かれる。全体で言うとコンディションは厳しいというところにあるという認識を私も持っているのですが、両社に結構な差があるのではないかということを実態として理解しています。なので、全般的に不十分だという書き方をするのか、事業者によってまちまちであるということをもう少し足すのかということは、ご検討いただいてもいいかと思います。おそらくヒアリングをした中でも細かいニュアンスですけど違うというところがあるかと思いますので、そのあたりは勘案いただいてもいいかと思っています。これは15ページから17ページまでおそらく共通すると思います。

その他については大変よく取りまとめていただいて貴重な資料になっているかと思うので、引き続き検討の基礎とさせていただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、クロサ構成員がおっしゃっていただいたように少し時間が押しておりますので、手短にお願いいたします。水谷構成員。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からは、まずプラットフォーム事業者の皆さんに対して、いろいろお忙しい中、ヒアリングにお答えいただきましたことについて、感謝申し上げたいと思います。結果自体、私自身も読み込んで勉強になったところもあるのですが、この総括で言うと総論の2の部分の透明性・アカウントビリティの確保状況ですとか、各論のところにも、レコメンデーションやモデレーションに関するアカウントビリティ・透明性の確保というところがありますけれども、この部分について事業者の皆さんもレピテーションリスクその他、市場の中でビジネスをやる中でやはり透明性の確保を自発的にやってくださっているということはよくわかりますし、今回不十分だという指摘もいずれ自発的に改善される余地もあるかというようには思うのですけれども、アメリカでも指摘されていることですが、事業がうまくいっているときはこういう自主的取り組みというのは

もちろん進めていただけるわけですが、そうでなくなったときのことを考えると、ある種の制度によって、一定程度、この部分は事業をビジネス上どんな場合であっても、日本の民主主義など表現空間のために透明性を最低限確保しなさいというようなラインが定められている必要があるのではないかというのが、今回総括を見ていて思ったところではあります。以上にします。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは落合構成員、手短かにお願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず一点目が10ページのプロミネンスの点についてですが、今後信頼されるコンテンツが何なのかは重要に思っております。現実はどういうものを選んでいたかは、まとめておいていただくと今後の議論の参考になるのではないかと思いますので、この点についてご検討いただければと思っております。

第2点としましては、なりすましの点についてです。一つ15ページですけれど、この辺りの状況は特に投資詐欺との関係で重要な部分になってくる対策であると思われま。クロサカ先生も先ほどおっしゃられていましたが、事業者によってかなり状況が違いますし、また実際攻撃されている程度も違うのかもしれませんが、そういったところをもう少し詳しく書き込んでおいていただくと、今後の対策との関係で参考にしやすくなるのではないかと思います。

最後の第3点としまして、今後の見直や、検証の改善をどう自発的に進めようとしているのかを読み取れるような回答の部分があれば、できる限りその他などにまとめておいていただければと思います。そこで、この程度ぐらまでは勝手にやってくれるつもりらしいということと、一方であまり計画がないと、どこまでやってくれるか今後わからないということが明確になると思いますので、それを踏まえていろいろな議論を進めていくべきかと思っております。

ただ全体として、大変よく取りまとめていただいております、非常に良いまとめになっているというように思います。私の方から以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは生貝構成員、最後になりますようお願いいたします。

【生貝構成員】 大変丁寧におまとめいただきありがとうございました。本当にごく簡単に2点だけなのですけれども、一つは7ページのところでございますけれども、やはり現時点に至るまでこの行動規範というものがなかなか存在していないということをこれからどう考えていくか、特に重要なところかというように思いましたというのが一つ。

そして各論のところ、やはりこれもプラットフォーム研究会時代からの持ち越しでございませうけれども、やはり日本においてこういったリソースですとか件数の対応状況にあるのかという透明性とアカウントビリティ、これをやはり今後考え方として整理して行動規範などに落とし込んでいくことが非常に重要だと改めて思ったところです。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御指摘いただいた点を踏まえまして、このプラットフォーム事業者ヒアリングの結果の総括については最終的な取りまとめの中にご指摘を反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは議事の2に移ります。先ほど申し上げましたけれども、具体的な方策、技術の研究開発実施、国際連携等についてでございます。こちらはまずクロサカ構成員より資料22-2-1で、大変恐縮ですが15分でご発表をお願いいたします。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。オリジネーター・プロファイルの取り組みを以前もご紹介させていただきましたが、このほどその基本的な考え方であるとか運用のあり方を取りまとめた検証がまとまりましたので、皆様の議論の一助となればと思ひましてご紹介させていただければというように考えております。

オリジネーター・プロファイルの推進にあたって、なぜ憲章が必要なのかということは、まず以前ご紹介した通りオリジネーター・プロファイルそのものは技術だというように我々は考えています。これをどのように使うかというのは、その技術を使う方々のガバナンスであるとか、あるいはもう少しまとめて言いますと、公益をどのように考えているのか、規律がそこでどのようにあるべきなのか。またそれがどのように執行、場合によって運用されていくのかといったオリジネーター・プロファイル(OP)を使う方々に大きな部分が委ねられています。一方でOPそのものが何を目指しているのか、あるいはどのように社会に使われると望ましいと考えているのかということをはっきりとすること、これはどなたに使っていただけるのか、どなたに使っていただくとその技術の効果というのが最大化されるのかということはある程度明らかにしていく必要もあるだろう、OP自身として明らかにする必要があるだろうと。このように考えたときに、それが当然合理的であったり公益に資するものである一方、ある部分は謙抑的でなければならないというようにも考えておりますので、自らを規律する規定するということも含めまして、この検証について考えていこうということをはじめたものでございます。今申し上げたことをまとめますと、ここに書いてある通り、まずOPおよびOPを開発する主体の社会的責任を明確化しましょうということをは憲章で目指したいということで、2つ目はOPの開発と利用にあたって遵守すべき価値観を明確化して

いこうということで、ここでは従前からこのOPは真正性を高めることによって信頼性を確保するというアプローチを取っていますというように申し上げましたが、これが具体的に何なのかということの説明したいというように考えました。またOPの開発主体にこの場合はOP技術研究組合のことを指しますが、この開発主体が備えるべきガバナンスの最低限の要件ということの規定すると、このように考えて整理したところでございます。検証はまず前文があってその後第1条から第6条という構成になっています。この前文がどのようなものかということを紹介させていただければと思いますが、実は私どもの事情で恐縮ながら、先週の6月7日の金曜日にOP組合の理事会がありまして、そこで可決・成立している状況でございますが、一方で今月の27日に総会があります。ここでOP組合に参加されている組合員の企業団体の方々に前文をお披露目するというタイミングになっておりまして、ちょうど今日が間に挟まっております。そのため恐縮ですが、本文そのもののご紹介ではなくサマリーのご紹介とさせていただければと思いますので、このような形をとらせていただいております。まず前文のところでは何を書いているかということ、なぜOPが必要なのかということ冒頭に書いています。例えば市民が安心して利用できない状況の発生といった情報空間の危機的状況がある、偽情報が氾濫する背景としてアテンション・エコノミーが拡大しているといったことが書かれているわけです。OPはでは何を目的とし、それは憲章としてどのように表現されるのかということさらには続く形で書かせていただいております。情報の真正性と信頼性を市民が合理的に推測・判断するための指標となることをまず目指していると、それは知る権利の具体的な実現に寄与することを目的としていますというようなことをここでは書かせていただきました。

第1条ではOPの基本理念についておよびその重要な概念の定義について整理させていただきました。基本理念は重要なところですので読み上げですけれども、健全な情報空間の構築を通じて、民主主義の発展、個人の生命・健康の維持、財産の保護に資するものである。これを理念というように考えております。逆に言うと、この理念を置いておくことによって、基本的な価値観との相違が発生した場合、残念ながら日本国とは違う価値観をお持ちの国もありますので、こういったところにOPを使っていただくときに、何を守っていただきたいのかというようなことを示しているということも含めてでございます。技術であり、技術中立である以上、使いたいという声は日本と違う価値観のところから出てきたときにどうするかということも想定しながら考えているところです。重要な概念の定義として、先ほど申し上げた通り、真正性と信頼性について、このように定義しています。ここは詳細になりま

すので、ご覧いただければと思いますが、おそらくこの定義であれば、論理的には整合して整理できている状況になっているのではないかと考えております。

第2条、第3条です。第2条はOPを使う情報発信主体の基本姿勢として定めております。これはOPを利用する情報発信主体が各社で定めるポリシーで基礎とすべき事項はこういうことですよとこういうことを書いています。つまりOPを使っただけにあたって、基本的に使う側が定めていただきたいことということが書かれているわけです。また当然ながらそれを遵守していくに当たってガバナンスの確立に努めていただく必要があると、あともう一つ重要なのは、マスメディアは一般企業とは異なりということなのですけれども、情報の発信と流通に極めて大きな社会的責任を有しているということ、マスメディア自身も自覚する必要がある、またここは区別される場所でもあるということ、これを明記しています。何を言っているかということ、OPは実は現在マスメディアやパブリッシャーの方々だけではなく、一般企業の情報の真正性担保というところでも使われる可能性があるということ、研究開発を進めているのですが、これはマスメディアと一般企業で全く同じ規律を求める、あるいはガバナンスを求めるということは少しハードルが高すぎるのではないかとということもあつたりします。マスメディアはその分、より厳しく自らを律する必要があるところもありますので、そういう意味で書き分けというか、区分が少し違う可能性がありますよということを示したということでございます。第3条は運用の基本的な考え方についてです。これはOPのID識別子を付与する際の条件を示しているということと、具体的には第2条でいう情報発信ポリシー、ガバナンスあるいは基本的には業界団体による全体的な規律、産業全体の規律ということ、これを想定していますので、その性質です。またはその業界団体がない場合に、第1条で示している基本理念に沿った情報発信主体であるかどうかということ、これを考えましょうというようにここでは書いてあります。

6ページ目です。第4条、第5条、第6条ですが、OP組合の基本姿勢、ここからはOP組合そのものがどういうものであるべきかということを書いてあります。組合が遵守すべき原則ということ、これをここに書いてある通りに示している。あと倫理委員会を設置しまして、OPを使った情報発信に問題があるというように一般市民、団体、報道機関等から通報があった場合、必要な調査を行う。一番厳しい場合だとID停止であるとか更新の拒否という形になると思いますが、そういったことを、どうしようもないという時に判断できるようにする。ただこれは当然、一般市民からの通報であるとか、内部で勝手に決める話ではなくて、このままではどうにもならない蓋然性が高いというように判断されるときに、厳しい判断をせざるを

得ない。その可能性を担保しておくというだけであり、このようにビシビシ運用するということを想定しているものでは必ずしもないというようにご理解いただければと思います。あとはこの憲章自体が技術の発展であるとか普及によって変わっていくものだと思いますので、日本国憲法よりはより柔軟に見直されるべきというように考えて整理させていただきました。

最後にどのようなメンバーで議論を進めていただいたのが次のページでございますが、座長に山本龍彦先生、共同座長に宍戸先生、曾我部先生にご参加いただきました。また、かなりの部分を水谷先生にもご協力をいただいて下書きをさせていただいたり、ドラフティングいただいたりということですので、見ていただいてお分かりの通り、この検討会のメンバーの方々にも多くご参画をいただきながら議論を進めさせていただいたというような構造になっております。逆に言うと、この検討会での議論の様子も念頭に意識しながら、OPはどのようにあるべきかということをやより幅広にご議論いただいたというようにお考えいただければと思います。

以上私からのご説明とさせていただければと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それではただいまのクロサカ構成員のご発表についてご質問ご意見のある方はチャット欄で私に発言のご希望をお知らせください。大体このラウンドは、15分程度を予定してございます。いかがでございましょうか。

情報流通の健全性に関わる全体像を議論する際に発信情報の信頼性を得るためのコスト増への対応のあり方、技術研究開発のあり方に関わる論点ということでございますので、具体的な方策としてのご議論をいただければと思っております。

それではまず、奥村構成員をお願いします。

【奥村構成員】 ご発表ありがとうございます。とても興味深くこちらの動きは見させていただいております。前にもご質問差し上げたことと関係があるのですが、このオリジネーター・プロフィールをどうやってフリーランスの人たちがゲットできるのかということと、それからそれをゲットする基準のようなものが、これからプロフィール憲章の中で決められていくわけですが、それがどのような形で明記されるかということです。その書き方によっては瞬間的かもしれませんが、多数の貴重なフリーランスの方々のジャーナリストイックな営みが、一時的にこちらの資格を得られなくなる現象というのが起きるということをや非常に強く危惧しております。そういう基準のようなものの審査を誰がするのか、どのような手順でやるのかということも、もう少し憲章と一緒に詰められる必要もあるのでは

ないかと思われ、そこの部分は非常にお聞きしたいところです。例えば、既存のメディアに任せるのかとか、そちらの方で資格や何かを与えるような、認証や何かを預けるのかということになりますと、過去の事例でいうとやはり記者クラブの問題などで、フリーランスの方や外国のメディアというのが非常にアクセスを制限されてきたという歴史もある中では、やはりそれには問題があるのではないかと思われ、そうするとフラットな中でフリーランスの方々の存在感をどのように保障してあげるのかということと、それからジャーナリズムというのは免許がない事業ですので、誰でも名乗ることができるという意味では、一定のゴミも混じってくるわけで、毒のあるゴミというのはどこかで排除しなければいけないとすると、どういう安全弁を設けるかというようなことのバランスというのをどのようにして仕組みの中に取り込まれるご予定なのかということを少し伺いたいと思います。ありがとうございました。

【クロサカ構成員】 ご質問ありがとうございます。まず私の説明で割愛してしまった重要な部分から補足させていただくと、これは憲章という名称としています。憲法を想起いただける言葉でないかというように思いますが、まさしく今後、オリジネーター・プロファイルそのものであったり、利用において具体的なガバナンス、これは技術的な使い方であるとか、データの定義の仕方みたいなことを含めた、より詳細なルールであるとか手順であるといったことをまとめていく必要があります。一方でそれを全部一緒に整理すると非常に冗長なものになったり、混濁するものになったりする可能性がある、とりわけ使う側によってその辺りの解釈が異なる可能性がある。これをある程度許容するというのが、OPのあり方、つまりOPそのものは、あくまで技術であって、これをどのように使うのかということは使われる側の判断に委ねる部分が大きいとこういうこと。ただ、その判断に100%委ね切ることができないところについても、この憲章の中では整理をしようということを考えて作っているものです。なので、理念に基づいたガバナンスということが、今後は個別に場合によっては作られていく部分も出てくるだろうというように思っています。まずこのような構造であるということをご理解いただいた上で、今ご指摘の部分については、第3条のあたりでこの憲章の中では比較的カバーしているところかと思えます。この第3条の下の方、2番目の方のポツですけれども、この所属する業界団体等の性質（またはそれと同程度に第1条の基本理念に沿った情報発信主体であるかどうか）ということがOPを使っていたときの一つの規範になるのではないかというように考えています。先ほど来申し上げている通り、基本的にOPは業界団体であるとか、あるコミュニティとしてこの規律を遵守しますとい

うことを明確にしている方々の中で認証していただくという構造を想定しているわけです。これは別にメディアに限った話ではなく、例えばですけれども、いわゆる金融業界の情報発信であれば全銀協の皆さんに使っていただくであるといった使い方を想定しています。しかしながら、今ご指摘の通り、業界団体に入っていない人たち、ないしは業界団体を組成しない人たちについてどのように考えるのかというような問題が出てきます。ここで理念として示しているこの憲章のレベルでは、またはそれと同程度に第1条の基本理念に沿った情報発信、第1条のところにかかってくるわけですが、この健全な情報空間の構築を通じて、民主主義の発展、個人の生命健康の維持、財産の保護といったところ。あとこのOPが技術的構造としての前提としている真正性と信頼性の定義について了承いただける方にOPを使っていたきたいと、このように考えて整理しているところです。現実問題としてフリーランスや個人の方々の情報発信は1人1人をOP組合が認証するという構造は取りません。それはOP組合がかなり強い力を持ってしまうことを意味しますし、そのような判断を個別にするということは能力的にも不可能ですし、あまり健全でもないというように思います。そうなるこの個人の方々をどのようにコミニタイズしていただくのかということはOP組合の外側にある課題です。以前もお話した通り、例えばブログであれば、ブログプロバイダの方々が、うちのブログは希望者にはOP発行しますよということを一つの価値として提供されるかどうかみたいなことで、そこでOP使いたいですというときにOP組合とそのブログプロバイダの方が協議されて進めていくという構造になっていくかと思しますので、この個人の方々、ないしはフリーランスの方々をどのようによりコミュニティという単位で捉えていくのかということが次なるテーマになっていくかと思えます。これは先ほど申し上げた通り、憲章の次の段階、一つ下の段階で具体的にそういった方々が出てきたときにどのように使っていただくのかということをより詳細に整理していくものではありませんが、少なくともこの憲章の中でご指摘の点を排除しているものではないというようにお考えいただくといいかと思えます。

【宍戸座長】 奥村構成員、よろしいですか。

【奥村構成員】 一言だけ申し上げておきます。ありがとうございます。制度を作るときはどうしてもそういう隙間ができてしまうのはやむを得ないと思えますし、ある程度ことは運用してみないとわからない部分もあると思うのですけれども、フリーランスの方はある一定の業界団体や一つのメディアに所属しているわけではないということになると、例えばある一定の誓いに署名させるとか、そのようなことで入れるというようなことを何

か考えていただかないと、もしかすると上手くいかないかもしれないということです。例えば首相官邸の首相会見の例を見てもわかるのですが、日本新聞協会に所属している社と外国メディアと、それからインターネット報道協会に所属するような社と全く参加資格が違うわけです。そのようなフラットではなくて不公平なことが起きるようなことがこちらであってはならないということになると、その仕組みと憲章というのはすごく連動していると思いますので、どのようにお書きになるとそういう不公平が発生しないのかということに関しては一抹の不安を持っているということだけ表明しておきます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。こういった憲章の作成を進めていただいているということも素晴らしい進展だと思いますし、非常に重要なステップを進めていただいているように思っております。私の方からも若干お伺いしたい点としましては、憲法に近いものであるというように考えたときに、統治機構が何なのかがあるように思っております。現実には今、奥村先生と議論していただいております個別の認証に係るガバナンスも重要であると思われませんが、一方でこのOPの組合自体のガバナンス、またその位置づけをどのようにするのかということも、やはり非常に重要な点になってくるのではないかとも思っています。この点についてはどのように今後議論していかれるご予定でしょうか。

もう一点が、私の方もどちらかという法律側なので、組織面でのガバナンスの方がより関わる場所が多い部分ではありますものの、実際にはこの中身は、インターネットにおける技術の利用というか、技術ガバナンスの側面がかなりあると思っております。OPというのも一度作ってそれで終わりというよりは更新をされていくものであるでしょうし、またそれをどのように利用できるようにしていくとか、社会実装に繋げていくのかに当たって、技術的なガバナンスもどのように進めていくのかという点もあるように思っております。こういった点についてなかなかまだ決まっていないところも多くて難しいかもしれませんが、可能な範囲でご説明いただくとありがたく存じます。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。まず1点目でございますが、現時点の憲章ではOP組合に対する規律として第4条、第5条、第6条を掲げています。これはOP組合の基本姿勢と、倫理委員会を設けるとい、OPが想定外の利用されたときにどうするかということです。あとこの憲章自体を見直していくサイクルですけれども、憲章可能性を担保するということがここで書かれています。これよりより詳細なことについては現在OP組合として

内規で持っている規定・規約がございまして、このあたりが一つ内容になりますが、それについては大変恐縮ながら今のところ組合員限りとしておりますので、今日の段階で開示することはまだできないというところでございます。

一方で実はここが非常に動きながら検討していることであるがゆえに見直しも必要であるというところなのですが、このOP組合そのものは永続的な組織としては今のところ想定しておりません。そこで何を言っているかという、OPが本格稼働する2025年度以降、何らかの別の法人格、株式会社になる可能性があるかと思いますが、それ以外も含めて何らかのこの技術研究組合以外の法人格を取得し、改組していく可能性があります。その際に改めてこの辺りについてそのまま移行できるのか、憲章は移行可能だが、実際にその規約であるとか内規であるとかいったものを整備していくときに、より詳細に書き込んだり、アップデートしたりする必要があるのか、こういったことを同時に議論する必要があるかというように考えておまして、この辺りも大変恐縮ながら、やりながら検討しているという状況でございますので、今後そのリテールのところが変わっていく可能性はあるというようにはご理解いただければと思います。先ほど奥村先生からの御指摘も逆にそういったところで吸収できる部分が出てくるのであれば、それを取り込んでいくというようなポジティブな面での変更ということがありうるというようにご理解いただくと大変ありがたいです。

2番目の技術ガバナンスについては、ご指摘の通り非常に重要なポイントであるのと同様に、基本的には技術的なアーキテクチャの中になんか埋め込まれている部分だというように思っております。OPが持っている技術的な構造というのは、基本構造についてあまり大きく動いておりませんし、今後もそんな極端に動くことは多分ないだろうと思っております。なので、そのアーキテクチャに基づく規律のあり方やガバナンスのあり方ということ、技術の使い方という観点で書き出していく。これは少し憲章とは違うものになるかと思しますので、また別のドキュメントになっていくのかというように、これは現在整理しているところでもございます。

一方で、国際標準化の取り組みと背中合わせになっている部分も若干ありまして、それを本年度本格化させる予定で今準備しておりますので、そこも不安定な言い方で恐縮なのですが、ムービングターゲットという形で順次書き直されていく。ただ基本構造は技術そのものが極端に変わらない以上、骨子・骨格になる部分は安定しながら、詳細が書き込まれたり、アップデートを再生するというような形になるかというように考えております。お答えになっているか微妙ですけれども、以上でございます。

【落合構成員】 ありがとうございます。今の時点でもちろん確定的にお話いただくのは難しいことが多く含まれていることを想定しておりましたので、思ったより詳細にお答えいただいたというようにむしろ思っております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このラウンドは今のお二方からのご質問でよろしいでしょうか。

それでは時間の関係上、ここまでとさせていただきます。クロサカ構成員、ありがとうございました。

それでは続きまして、総務省国際戦略局国際経済課多国間経済室 岡崎室長より資料 2 2-2-2、こちら 1 0 分程度でご説明をお願いいたします。

【岡崎室長】 本日改めてお時間をいただきましてありがとうございます。本検討会の国際関係につきましては、昨年 1 2 月 2 5 日も動きについてのご共有をいただいたものと承知をしておりますけれども、最近の大きな動きをいくつかこの場で共有をさせていただければと思います。

早速、簡単にではございますけれども OECD という組織の概要ということで、世界最大のシンクタンクとも称される組織でございまして、自由な意見交換・情報交換を通じて加盟国、世界の経済成長、貿易の自由化、開発金融、途上国の支援に貢献することを目的としての様々な議論の結果が文書化されまして、各国政府間・政府内のスタンダードとなることもございます。デジタル関係に関しましては右にありますけれども、たくさんある委員会の一つ、デジタル政策委員会というところで主に議論をされております。

一つ最近の大きなトピックといたしましては、OECD の閣僚理事会というイベントがございまして、理事会というのは最高意思決定機関なのですけれども、年に 1 回議長国を定めまして、閣僚が参加をして理事会を開催するという最も OECD の大きな会議がありまして、本年度は日本が議長国として開催をいたしまして、5 月の 2 日・3 日の 2 日間においてパリで行われました。そこで偽・誤情報の関係二つ大きな成果が得られまして、一つは OECD が 2 0 1 9 年に決めました AI 原則と呼ばれるものにつきまして、昨年、岸田総理のイニシアチブで集中的に検討が進められました広島 AI プロセスの成果を踏まえる形で、生成 AI による偽情報や改変されたコンテンツの悪用への懸念に関する対策に関する話を他の追記をしたものを改訂版として、採択をされました。また、加盟国全てが合意する形で発表されます閣僚声明につきましては、OECD の偽・誤情報対策に関する取り組みの更なる推進を期待する旨を明記しております。詳細の文言は下に掲げておりますけれども、例えば AI ですと、AI アク

ターはシステムのライフサイクル全体を通じて、法の支配、人権並びに民主主義的人間中心の価値観を尊重すべきであるということとともに、アンプリファイという言葉を使っておりましたけれども、AIによって増幅された誤情報や偽情報に対処することも含まれるというところで偽情報、誤情報に対する問題意識を明記いたしました。閣僚声明の方でも、OECDがデジタルに限らず我々の社会、民主主義的価値、および制度に対する信頼への主要なリスクである偽情報、誤情報というところで大きく問題意識としてクローズアップをした上で、その取り組みに期待する旨を採択しております。

その中でOECDも含めて具体的な取り組みがされておまして、生成AI時代の信頼に関するグローバルチャレンジというイニシアチブがございまして、OECDはGPAI等と協力して、生成AIで作られた偽情報やディープフェイク、その他の操作されたコンテンツによる公共の言説の歪曲、陰謀論の創出や拡散、選挙への干渉、市場の歪曲、暴力の扇動といったリスクを低減し、生成AIの誤用に対するレジリエンスを構築すべく、生成AI時代の信頼に関するグローバルチャレンジを設立することを昨年の7月に発表をしております。これはOECDだけではなくて、先ほど申し上げましたGPAIですとかIEEEですとか、ユネスコなどたくさんの国際機関が共同して立ち上げられたものでございます。政府だけではなくて、技術者、政策立案者、研究者、専門家、開発者など多様なステークホルダーと協働し、生成AIによる偽情報の更なる拡散に対抗するための効果的なアプローチに関する具体的な知見を得て、国際的に横展開しうる確立された手法を生み出すことを目的として、信頼を促進する革新的なアイデアをプロジェクトとして検証するというを目的にしております。具体的には生成AIによる偽情報の拡散に対抗するアイデアを公募いたします。この公募はまだ開始はされておられませんけれども、近々されるものと思っております。採択された提案にお金も含めてリソースを配分し、プロトタイプの開発を行いまして、パイロットプロジェクト実施・展開を行って、優れた取り組みに関しましてはプライズが与えられまして、世界各地にモデルとして展開されるということを目的としております。先ほど申し上げました広島AIプロセスの包括的政策枠組みにおけるプロジェクトベースの協力にも位置づけられております。詳細な文言が下にあります。下の四角の中に書いておりますけれども、こちら専用のウェブサイトが作られておりますので、こちらから公募情報のアップデートがございましたら得ることが可能でございます。また皆様もしくは周りの方々に、本件の応募に関心がある場合は、総務省多国間経済室の方にご連絡をいただければ、カジュアルな相談でも結構ですので、何ができるか、どういように持っていけばいいか等々のご相談に預かることが可能で

あると思っておりますので、お気軽にお声掛けをいただければと思います。

それともう一つ重要なレポートが出されておまして、OECDのInformation Integrity Hubというところ、これは先ほど申し上げたとデジタル製作委員会ではなく公共ガバナンス委員会というところに作られたもので、このHub自体については今年の12月にもご紹介をいただいたものと思っておりますけれども、それが開所されまして、OECD Hub on Information Integrityに改称されております。そこのイニシアチブがFacts not Fakesという各国の取り組み等を取りまとめた偽情報対策に関するレポートを発表しております。報告書の主な内容なのですが、下にあります情報源の透明性、アカウントビリティ、多極性を強化する政策を実行する、ローカルジャーナリズムを含む多様かつ独立したメディアの促進、オンラインプラットフォームの説明責任および透明性の強化、また偽情報に対する社会のレジリエンスの涵養ということで、偽情報を認識し、対抗する個々人の批判的思考力の強化と社会全体を動員した包括的かつエビデンスに基づく政策の実行、また情報空間の清廉性を保持するための制度設計や制作手法の更新で公的機関による一貫したビジョンとアプローチを担保する、権限と明確化と基本的な自由を尊重した上での監督権や調整のメカニズム、戦略枠組み、能力構築プログラムの適切な発展や実施、また日本を含む民主主義国家間の国際協力も推進すべきであるということがレポートで詳しく各国の事例とともに述べられております。簡単ではございますが、発表の方は以上とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの岡崎室長からのご発表につきましてご質問ご意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただければと思います。これも10分程度を予定しておりますけれども、いかがでございましょうか。

こちら全体像を落として、この検討会で議論してきた点について申しますと、国際連携協力はもちろんでございますし、生成AI、ディープフェイク技術の進展に伴うリスクへの対応のあり方ということにも関わると思っておりますので、具体的な方策としてのご提案・ご議論も含めていただければと思っております。いかがでございましょうか。

越前構成員、お願いします。

【越前構成員】 どうも大変貴重な情報を共有いただきましてありがとうございます。OECDの取り組みに非常に興味がありまして時々見ているのですが、特に技術者としては4ページ目に記載していますグローバルチャレンジも非常に興味があるのですが、一方でAI技術等は技術の輸出管理等に引がかかるのではないかとということもあり、単純に

考えた技術をいろいろな国で共有していいのかどうかという不安がございます。要するにソースコードも含めまして、我々は社会実装で相当その辺りに苦勞しているのですが、そういったところの障壁について、何かお考え等、方針があれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【岡崎室長】 ありがとうございます。質問の最後のところが音声聞き取れなかったので、もう一度繰り返していただいでよろしいでしょうか。

【越前構成員】 技術の輸出管理です。いわゆるAI等の技術というのは要するに技術的に日本国外に輸出していいのかという問題が大きな懸念としてあるわけですが、仰るようにグローバルチャレンジは極めて重要なアクティビティだと思っております。ただこういったところに対してアイデアと、場合によってはソースコード等を共有することによる懸念もあるのではないかと、プレッシャー側として持っております。そういったところについて国としての担保とか、手続き的なものというのは、要するに技術的にグローバルなものとしての技術を共有するのは極めて有意義なのですが、その辺りでそういった点に関する障壁等もあるかと思うのですが、そういったことに対する懸念というのは軽減されるとか、その手続きみたいのは簡単になるのかどうかについてご教示いただければと思います。よろしく申し上げます。

【岡崎室長】 ご質問いただいた部分の安全保障に係る輸出のご懸念をオープンにしていいかどうか、その他のご懸念につきましてですけれども、まずプロジェクト全体が事務局で詳細を検討しているところでございまして、どういように募集をして、どういように扱われて、どういように横展開されるかというところはまだ検討を待っているところでございます。日本の国として、いざ出ようというときにこの技術を出さず出さない、また守られる守られないという点に関しまして、私が安全保障のそちらの方面に関してお答えできるだけの知見がこの場でございませんので、一旦中で確認をさせていただいて、可能であれば事務局を通じてお答えをさせていただければと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 ご報告ありがとうございます。私の質問は5枚目のスライドにあります報告書の中に、報告書は認識しているのですが不勉強でまた全部きちんと精読しておりませんが、その中であえてローカルジャーナリズムや何かを強化しなければならないというメディアを強化するというのが述べられております。OECDの国々の中でもメディアとかジャーナリズムの位置づけというのが微妙にずれていたり、成り立ちが違った

りするわけですが、このようなテクノロジーを発展させてスクラムを組んで少し前に進めて、どのようにして実社会に活用するかというときの、それを何に適用したりどういうように選んでくるかというような役割というのは、このローカルジャーナリズムに見られるようなジャーナリズムが担っているというような発想で提言などがまとめられている。もしくはOECDや何かの話し合いというのは、そのような建付けというかメディアの役割を前提に成立しているという理解でよろしいのでしょうか。もしくは何かファクトチェック機関というようなものが、ことさら検討会ではかなり別格でクローズアップされているような側面もありますけれども、何かそのような区別した考え方というのはOECDの話し合いの中にあっただのかどうかということについて少し伺えたらと思います。ありがとうございます。

【岡崎室長】 まず前提として、こちらの報告書は公共のガバナンスのあり方について検討される場で作られたレポートになりますので、必ずしもデジタルにフォーカスをしたものではなくて中の記述にも偽情報というのは、デジタルの技術、最近の動向によってアンプリファイをされるというところはあるけれども、それだけではないということも述べられておりますので、それを前提にお答え申し上げますと、ローカルジャーナリズムの重要性については、ローカルジャーナリズムという言葉を使って、何度も別出しとして議論をされております。あとタイトルにもあります通りプルラリティという言葉を使っておりますけれども、とにかく多様な主体、多様なバックグラウンドを持つメディアが必要であると。また従来型のメディアで訓練されたジャーナリストが整ったガバナンスでもって情報を精査して出すというところで、それは大きいところだけではなくてローカルジャーナリズムもとりわけ重要であるというように特に意識をして出されて議論をされているところでございますので、ご認識の通りでございます。

ファクトチェックにつきましては、政府とメディアの主体だけではなくて、とにかく多様な主体が偽情報の対策を社会の中でおのおのの役割をすべきであるということは繰り返し述べられておまして、大きくクローズアップというわけではないですが、一つの重要な主体としてファクトチェックというところは触れられているところでございます。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。他にご質問ご意見いかがでしょうか。

越前先生がご指摘になったように、オープンサイエンス一般にそういうことが言えると思うのですが、こういった国際的な取り組みに研究者が協力しようと思うと、今度は

経済安全保障であるとか別のルールに引っかかる、板挟みになるというのはいろいろな局面であることであり、特に政府の政策において、例えばAI等についておよび偽情報対策について進めるときには、ぜひその点はそれぞれの各省庁であったり、各セクターがそれぞれの特定の目的を追求して、具体の研究者であったり研究機関において板挟みになる、前門の虎後門の狼になるということがないように、政府全体において常にご注意いただく必要があるかと私は思っておりますので、この点は室長におかれましてもよくご留意いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは議事の2はここまでとさせていただきたいと存じます。本日残りの時間で議事の3取りまとめ骨子案についてご議論をいただきたいと思っております。まず資料2 2-3-1によりまして、事務局より骨子案をご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【内藤補佐】 資料2 2-3-1をご確認ください。これまでの本検討会におけるご議論を踏まえて、事務局にて作成した取りまとめの骨子案となります。1ページ目をおめくりください。第1章はいわゆる現状と課題ということで、デジタル空間における情報流通を取り巻く環境の変化としております。下の目次イメージをご確認いただくと、3つの柱で構成されておりまして、1-1がデジタル空間を活用したサービスや技術の進展等の状況、1-2がデジタル空間における情報流通をめぐる新たなリスク・問題、1-3が多くの人の中で正確な情報の適時な共有が求められる時代、すなわち災害時などにおける偽・誤情報の流通・拡散としております。上の水色背景の取りまとめ骨子案につきまして、まず矢羽根の一つ目、SNS等プラットフォームサービスが国民生活に浸透しその重要性が向上するとともに、その発信受信などの利用のあり方も多様化しているところ、生成AIやメタバースなど新しい技術の進展がその状況をさらに促進し、今後もSNS等プラットフォームサービスが広く、そして深く国民に利用されることが見込まれるのではないかとしております。次にこのような中、SNSなどは国民生活、社会経済活動に正の影響がある一方で、情報流通の健全性ひいては実空間に対する負の影響が顕在化・深刻化しているのではないかとしております。具体的には、これまでご議論いただいている通り、偽・誤情報の流通・拡散等の問題の深刻化といったような表層的な問題リスク、そしてそれを生み出しているアテンション・エコノミーといった構造的な問題リスク、さらにそれらに拍車をかけるような生成AIを初めとする自治体技術の進展による新たなリスク・問題等が生じているのではないかとしております。さらに、とりわけ災害時など多くの人の中で正しい情報の適正な共有が求められる事態におい

ては、個人や個別企業の生命・身体・財産への危害のみならず、我が国の国民生活や社会経済活動に与える影響も大きくなりうることが懸念されるとしておりまして、実際に令和6年能登半島地震等で明らかになったように、偽・誤情報が流通・拡散したと指摘されており、社会全体への負の影響が大きいのではないかと考えております。

このような現状認識を踏まえて、それでは国内の対応状況はどうなっているのかということを整理するのが第2章の役割となります。矢羽根一つ目にあります通り、本検討会においては、構成員、関係事業者、関係団体等から発表などをいただくとともに、取組集の取りまとめなどを通じて、各ステークホルダーによる対応状況を把握・整理してまいりました。下の目次のイメージをご覧くださいますと、これまでご議論いただいた各ステークホルダーの役割・責務に対応するような形で、ステークホルダーを項目立てして整理をさせていただきます。例えば2-3-1 情報伝送プラットフォーム事業者の対応状況につきましては、本日ご議論いただいたプラットフォーム事業者ヒアリングの総括等について記載されることを考えております。矢羽根の二つ目に戻りまして、こういった国内の対応状況を見るに、第1章で概観したリスク問題に対しては、デジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けて、様々なステークホルダーが自主的に対応してきたが、対応は個々であり、ステークホルダー間におけるこれまでの連携・協力は必ずしも十分とは言えないのではないかとしております。そして結果として偽・誤情報の流通・拡散を初めとする問題は解消するに至っていないところが、問題が顕在化・深刻化しており、さらに今後の新たなデジタル技術の進展やサービスの普及に伴って、ますます状況の悪化が見込まれるのではないかとしております。

第3章となりますけれども、こちらは国外に目を向けて諸外国における政策動向を整理するということを考えております。第1章で見たような健全性を巡るリスク・問題は、我が国特有の課題ではなく、諸外国が共通して抱えている課題ではないかとしております。本検討会では、米国、EU、英国、東南アジア・大洋州地域など、様々な主要な国・地域における対応状況について把握整理してまいりました。総論として我が国でも情報流通プラットフォーム対処法が成立したところではあるが、諸外国においても、既に様々なステークホルダーが連携・協力して対応を積み重ねてきているのではないかとしております。そして第2章も踏まえ、今後、健全性を巡る共通する課題に対して、諸外国と連携して対処することができなければ、情報流通の安全性を巡る状況が悪化することが見込まれるとの危機感を持って対処すべきではないかとしております。

続いて第4章は、これまでの第1章から第3章と第5章以降を繋ぐような役割を持った章となっております。大きく対応の必要性和検討の方向性という二つの柱からの構成を考えております。まず、矢羽根一つ目について、第1章から第3章を踏まえ、プラットフォーム事業者をはじめとするステークホルダーの個々の自主的な取り組みに委ねては情報流通の健全性が脅かされ、ひいては実空間への負の影響を看過し得なくなるという強い危機感を持ち、様々なステークホルダーがより一層連携・協力し、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた総合的な対策のあり方を議論・検討し、その結果に基づく対応を実施していくことが必要な時期にあるのではないかとしております。そしてその検討に際しては、先ほど申し上げた構造的な課題そして表層的な課題を見極めた上で、情報流通の健全性の確保に必要な即効性のある短期的な止血としての対応を進めつつ、中長期的な視野から取り組むべき対応も並行して進めることが必要ではないかとしております。以上が対応の必要性ということになるかと思えますけれども、次に検討の方向性としては、以上を踏まえ、情報流通の各過程である発信・伝送・受信に係る様々なステークホルダーが相互に連携・協力してあるべき方向性について同一の認識を持った上で不断に対応を実施していくことが効果的・効率的ではないかとしております。そしてそのために第5章において、情報流通に携わる幅広いステークホルダーの間で、その健全性確保に向けた基本的な理念を整理・明確化し共通認識とした上で、第6章において、連携・協力しながら推進すべき対策を検討することが必要ではないかとしております。

この第4章から導かれる形で矢羽根一つ目、基本的な理念にのっとり、各ステークホルダーがどのような役割・責務を負って健全性確保に取り組むべきかを整理・明確化し、そのための具体的な方策として、どのステークホルダーがどのような対策を講ずる必要があるのかなど総合的な対策を検討し、迅速かつ効果的に対応を進めていくことが必要ではないかとしております。具体的には、第5章では、これまでご議論いただいてきております健全性を構成する要素としての基本理念、各ステークホルダーに期待される役割・責務、そして第6章において健全性確保に向けた具体的な方策を示すことを考えております。以上、第1章から第6章が取りまとめの骨子として整理をしているものになります。

次ページ以降の資料は主にこれまでご議論いただいてきた資料となりますけれども、取りまとめに含めることを考えております。例えばこちら6ページ、これまでご議論いただいてきた対応が必要な現状を示すものとしての全体像などにつきましても取りまとめ、掲載を考えております。

さらに9ページ目から17ページ目以降にありますけれども、これはこれまでご議論いただけてきた健全性を構成する要素としての基本理念、また、次ページからになりますけれども、各ステークホルダーの役割・責務ですとか、また健全性を巡る課題もこちらに掲載してございます。

18ページ目以降が具体的な方策の中身となりますけれども、18ページ目と19ページ目が普及啓発・リテラシー向上・人材育成等に関する具体的な方策。そして20ページ目から22ページ目が、ファクトチェックの推進等に関する具体的な方策となっておりまして、これらはこれまでご議論をいただいている資料となっております。

一方で、23ページ目、こちらは技術の研究開発・実証に関する具体的な方策ということで、新しい資料となっておりますので簡単にご説明をさせていただきます。偽・誤情報等対策技術の研究・開発・社会実装の推進ということで、1ポツ目はこのような取り組みを引き続き推進していくことが必要ではないかとしております。またさらにこのような対策技術について、国内における社会実装のみならず、海外における実装など、国際展開を推進することが必要ではないかとしております。次に発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする技術など発信者情報の実在性・信頼性を確保する技術の開発・社会実装の推進に加え、インターネット上の情報は国際的に流通・拡散することから、国際標準化を含む国際展開を推進することが必要ではないかとしております。そして最後に、アドフリフィケーション技術や違法・不当な広告、広告掲載先メディアの自動審査技術などデジタル広告関連技術等の研究・開発・社会実装を推進すべきではないかとしております。

国際連携等に関する具体的な方策も新しい資料となっております。1ポツ目は偽・誤情報は国境を超えて流通・拡散されることから、各国政府等を含む民産学官の様々なステークホルダー間の連携・協力が必要であり、更なる国際連携協力を推進するべきではないか。具体的には、例えばASEAN諸国等の普及啓発、リテラシー向上、人材育成のための連携協力を進めるべきではないかとしております。一つ目はファクトチェッカーの国際的な連携という観点から、場の設置の支援などファクトチェッカー同士による情報共有を推進することが必要ではないかとしております。そして最後に、これまでバイやマルチでの国際連携・協力の取り組みを進めてきたところ、このような取り組みを引き続き実施することを含め、米国、EU、英国、豪州等のバイやG7・OECD等マルチによる連携・協力を推進することが必要ではないかとしております。

最後のスライドは制度的な対応に関する具体的な方策となりますが、こちらは再掲とな

りまして、資料2-2-3-2ワーキンググループにおけるこれまでの検討状況をご参照いただけますと幸いです。事務局からの発表は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この取りまとめ骨子案につきましては、先ほど申し上げましたように前回会合で私から構成員の皆様にご協力をお願いしましたところ、事務局からそれぞれの構成員に時間を割いていただき、ご協力をいただいたという旨、私のところも報告をいただいております。まずこのことに御礼を申し上げたいと思います。骨子案につきましては、私も事務局と議論をいたしましたけれども、いただいたご意見のうち、まだこの骨子段階では十分に反映できていないというものがございしますが、これらにつきましては、最終的な取りまとめの方でしっかり反映をさせていただく予定ではございます。本日はそのご意見等も含めまして、取りまとめに向けたご意見をいただきたいと思います。基本的には構成員の皆様のご意見、ご発言を優先いたしますが、ということで、ご発言があればご希望をチャット欄にどんどんご記入いただければと思いますが、本検討会に多大なるご協力をいただいておりますオブザーバーの皆様におかれましてもご意見がありましたらぜひこの場で頂戴したいというように思います。ご質問、ご意見等も結構でございます。チャット欄で私にお知らせをください。なお、オブザーバーの皆様におかれましては、本日、ご発言が難しいという場合であっても、後ほどご意見を事務局あてに提出いただければというように思います。

それではこの取りまとめ骨子案につきまして議論をしたいと思いますので、ご質問・ご発言の希望をお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。こちらは大変長大な取りまとめ、そして非常によくまとまっていて、網羅的なものだというように思います。本当にありがとうございます。また先ほどお話があった通り、事前に様々なことをインプットさせていただきましたけれども適宜修正していただいておりますし、これからもしていただけるということで期待しております。私からのコメントは11個あるので4つに絞ってお話させていただきたいと思います。残りはメールでお送りさせていただきます。

まず1点目が、9ページ基本理念というところで、私はこれを大変重要だというように考えておりまして、以前から社会のビジョンを示した方がいいという話をしておりましたが、この基本理念というところがまさにそれに当たると思います。この内容で信頼という言葉がこの情報発信に関する基本理念で出てくるのですけれども、高次の基本理念には入らない

のかというところを思いました。つまり安心かつ安全で信頼できる情報流通空間といったことも書けたらいいのかなと思いつつ、言い過ぎなのかもしれないというように思うので、あくまでも私の考えとしては入ったらいいのではないかという次第です。

2つ目です。13ページ目でプラットフォーム事業者に求めることで、場面に応じ国民にとって必要な情報を確実かつ偏りなく伝送というのは、私もそうされたらすごくいいと思うのですが、SNSでは若干厳しいのではないかというように思いまして、ニュースポータルサイトとかは理解ができるのですが、SNSで国民にとって必要な情報を確実かつ偏りなく伝送するというのは、性質上難しいところもあるのかと思いましたが、何かプラットフォームの属性によっても変わってくるのかというように感じました。

続けて18ページ目で、プリバンキングが重要ということは言うまでもないことだというように私も思っております。ただその結論が、ワークショップや出張講座などによる体験型の機会を一層充実し、というのはかなり違和感がございます。私の最新のInnovation Nipponの調査でも極端に需要が少ないのが講座とかワークショップです。大体5%ぐらいの人が受けたい啓発手段として答えていました。またケンブリッジとBBCが作っていた誤情報のプリバンキング実践ガイドというのを見ると、受動的プリバンキングと能動的プリバンキングという二つがあるのですが、そこに書いてあるのが、動画・インフォグラフィック・ゲームとかです。なので、やはり拡散性の高いものに力を入れるのが非常に望ましいのではないかというように感じた次第です。

最後、21ページのファクトチェックの分野で、プラットフォーム事業者にできることとして、私は常に思っているのが、ファクトチェック結果を何らかの形で人々に届けるということだと思っています。それは優先表示ということもあり得るかもしれないし、また今既にされていることとしてラベル付けということもあるし、また偽・誤情報がたどったルートにファクトチェック結果を流すなどいろいろ方法あると思うのですが、これもInnovation Nipponの最新の報告書に提言で出しているのですが、例えばそういったことをすると、ファクトチェック記事が読まれる、要するに閲覧数も増えるということで、ひいてはファクトチェック参入のインセンティブにもなると思うのです。ですから、そういったファクトチェック結果をうまく届けていくということもプラットフォーム事業者に期待されるところなのかというように考えております。私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。11個あるというようにおっしゃったので、残りの7つは後で事務局にお知らせいただければと思います。ありがとうございます。

それでは石井構成員をお願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。取りまとめ骨子案の方のご作成、大変お疲れさまです。私の方から2点コメントさせていただこうと思います。

まず1ページ目、第1章の1-2のところではリスクについてご説明いただいているかと思えます。6-3の総合的な対策の中で、特に制度的な対応を検討する上では、法的なリスクを明確にしておく必要があるのではないかと思います。私の方からはかなり以前にプライバシーについてご報告させていただいたところですが、偽・誤情報との関係では、意思決定の介入もそうですし、なりすましもそうですし、研究者に提供するデータの扱いのところでは個人情報の関係も出てくると。当然人格権の場面では名誉や肖像権とかも大きく問題になってくるといふこと、それから民主主義に与える法的なリスクというものは、これまでさんざん出てきているところかと思えます。加えて広告の場面の議論ですと、経済的な被害が生じるということで、広告主のブランド価値が下がることや、なりすまし、インプレ稼ぎ、詐欺の問題などが議論されてきました。こうした個人から法人レベルで生じる個別の被害が具体的に示されて初めて制度的な対応について議論できるのではないかと思つた次第です。それが全体的に社会に与える影響に繋がっていきますので、リスクのところを明確に書いておく必要があるのではないかというのが1点目になります。

それからもう一つが第3章の諸外国における政策動向のところでは、3月のワーキンググループだったかと思えますが、既に詳細な国外動向の調査結果をお示しいただいているところでは、それを踏まえて各国・各地域の動向をご紹介いただくということかと思えます。方針として国際連携を進めていくというのは当たり前の話であるかと思つていまして、5-3-4に繋げるといふのはもちろんのことなのですが、全体的な制度面の法的分析というのが必要ではないかと思つました。例えば仕組みのあり方の観点で整理すると、法制度をベースに偽・誤情報対策をしていくのか行動規範を策定して進めていくのか、あるいは法令の中にどのように行動規範を位置づけていくのかという論点があるでしょうし、義務の場面では、リスク評価、軽減、透明性、モデレーション、脆弱な主体の方の対処などいろいろあるわけでは、この辺りの海外の制度がどうなっているかという点を法的に全体評価を行うという節がないと、単に国際連携を進めていきますというところに着地点がいつてしまい、非常にもったいないように思つます。制度的な対応のところではどう生かしていくかというストーリーに繋げていくためには、制度面の全体評価というのがあるように思つました。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。それでは落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。全体としてもう既に少し前の回からかなり取りまとめ進めていただいております、本当に充実した内容になってきているというように思っております。私からもいくつかだけコメントさせていただければと思います。

最初が11ページの方でございまして、先ほどの一つ前と二つ前のコンマの議論を踏まえておりますと、伝統メディアにおいても、ファクトチェックについて、本来的にはより貢献がされるべきではないかというような議論もあったように思っております。伝統メディアによって純粋に信頼できるコンテンツの発信ということもあろうかと思いますが、ファクトチェックのような機能も本来的には求められるという点は記載していただいてもいいのではないかと思います。

第2点として、このページで専門家、専門機関と書いてあるところと、後ろの方で言いますと15ページの方で研究機関と書かれているところがありまして、ここでの区別が、見る方にとって専門家というのが何を指している、専門機関と研究機関は何が違うのかというようなところがあるかと思いますので、少し記載上の整理をしていただいた方がいいように思いました。11ページの方に戻っていただきますと、その中で自らの専門領域に関わるということを書いていただいておりますが、ここでも多分メディアですとかファクトチェック機関またはプラットフォームなどの開示するデータとの連携といったようなところがあるかと思います。自分の領域だけではなくて多方面にこういった専門性や、研究機関を持っている方が動いていっていただく、ということは重要ではないかと思います。そういった記載を入れていただければと思います。

13ページにつきまして、2ポツ目ですが、ここで書かれているのが有害情報の削除等に関する基準の策定やそれに基づく削除の実施を含め、情報流通の適正化について一定の責任というところで、ここが多分リスク評価をした場合の対策や、さらに個別の削除行為も含めて入っております。例えば法制度の中で見ていった場合にはかなり多くの部分が実はこの中に入っているように思われます。そのときに多分マクロとしての対策としてなされる一定の基準や設計に関する部分と、個別の不服申し立て等に関する適切な対応という両方が入っているように思います。ここはマクロとミクロの両面、設計の側がマクロでミクロというのは個別の事案対応ということで申し上げていますが、両方があるということを明確に書いておいていただけると良いのではと思いました。ポツで6つ目のところについて、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティのところですが、ここも上の方でもアーキテクチャは触れていただいていたので、アーキテクチャも含めて透明

性は考えていった方がいいのではないかと思います。

投資詐欺に関する点もかなり重要な論点として挙がっていたところがあるかとは思っております。そこに関するなりすまし等に対する対応なども、何らか一つ入れておいていただいた方が重要な論点ではあったと思いますのでよろしいかと思いました。

最後ですが14ページにいきまして、利用者関係のデータについては13ページで情報伝送プラットフォームについては書いていただいておりますが、こちらの広告プラットフォームの方でも書いていただいているというものになっているかと思えます。この辺りの情報の連携と申しますか、総合的に対策をしていくということが必要だと思えますので、最終的には広告プラットフォームと情報伝送プラットフォームの適切な連携と申しますか、単体だけでどうこうというだけではなくて、組み合わせとしたものを最終的に評価していくのではないかと申されますので、そういった点も少し考慮していただけないかというように思いました。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からは3点あったのですが、1点目は先ほど落合先生がおっしゃったコンテンツのオペレーションのマクロとミクロの区別という話でしたのでこれは省略させていただいて、残りの2点です。

1点目は13ページです。プラットフォームに期待される役割のうちの透明性の部分に関わるかと思うのですが、プラットフォーム上のコンテンツモデレーションの方法とか、例えばメタさんで以前にクロスチェックプログラムと呼ばれるような著名人などをモデルレーション上優遇するというようなことがあり、監督委員会が勧告を出して部分的に改善をされていると思うのですが、やはりどの事業者さんでもユーザー間の取り扱いにある種の差を設けると申すか、そういうことはありうると思えます。別にそれをやってはいけないということではなくて、やはりその部分についてもきちんと透明性を確保していただく。一貫したルールに基づいて、そういう区別をするという点をこの13ページの伝送情報のコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保いうところにも読み込めればいいのかというように思ったのが一点。

もう一つはファクトチェックの部分なのですが、これが20ページで、ファクトチェックの要素として、黒太字で下線が引いてありますけれども、まずファクトチェック機関の独立性確保(21節)というのはやはり非常に重要なことだと思えます。特に編集部門に政治介入が行われないようにするというようなことは、ファクトチェック機関の信頼にとつ

でも非常に重要なところですので、ここはやはり強調していただいた方がいいということ。もう一つは、ここにはあまりないわけですが、ファクトチェック機関のある種の多様性を確保していくというようなことも重要かと思います。ファクトチェックの手法についていろいろ議論があることは私も不勉強ながら承知しておりますけれども、やはりそれぞれの組織で得意不得意という部分があっても、これはリソースの問題も含めて致し方ない部分かというようにも思います。それらをお互い補完し合う状況がやはり重要であるというように思っておりますので、そういうファクトチェック組織の多様性というような部分についても触れていただいてもいいのではないかと思います。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは奥村構成員お願いいたします。

【奥村構成員】 発言の機会をいただきありがとうございます。それから取りまとめもありがとうございます。全てのステークホルダーの方に前向きな気持ちになっていただくために表現など非常に心を砕かれているということがわかりますので、ご苦劳いかばかりかとお察しいたします。議事録を残すのも大事だと思いますので、そうではないものに関してはメールでお送りすることにして、私は1点だけ申し上げたいと思います。

7ページ目のデジタル空間における情報流通の全体像というところで、私が再三発信者とプラットフォームの間でユーザー-generatedコンテンツがぐるぐるとものすごい勢いで滞留するような形になっているので、そこを何とか表現してほしいというので心を砕いていただいて、大きな矢印にさせていただいてありがとうございました。この図というのは、これからの議論の出発点になりうるものですので、かなり慎重に作る必要があると思っています。そうしますと私はもう一つ違和感をずっと持っていますのが、このファクトチェック機関というのが独立したものになっているということです。欧米の常識ですとファクトチェック機関というのはニュースメディアの一つです。ですから伝統メディアという括りになっていますけれども、伝統メディアというようにしないで、そちらの中のニュース機能の一つとしてファクトチェック機関も入れられるべきであって、ファクトチェック機関がこのように独立していると、日本ではファクトチェック機関を独自に育てなければいけないようなポリシーの方向性になっていくというのは非常に違和感がありまして、やはり伝統的なメディアに少し立ち上がっていただいて、ファクトチェックの機能を持って競争していただくというところで、先ほど水谷先生がおっしゃったような多様性みたいなものも出てくるわけで、それからやはりファクトチェックはどのような問題を取り上げるかということが非常に重要だということになって、ジャーナリズムの蓄積というのが非常に必要に

なりますので、そちらに独立したこのようなものが残っているというのは何とか改めていただけないかと。この改めていただかないとどのようになるかという、先ほど落合先生がおっしゃってくださったように、伝統メディアにファクトチェック機能が役割とか責務として明記されていないというような12ページの問題とか、それから23ページの伝統メディアによる取り組みの推進というところに、もちろん報道を通じたファクトチェックの取り組みを一層推進していくことだと書いていただいているのですけれども、やはり外側にファクトチェック機関があって、そこと連携・協力みたいなことが書いてあると、自らファクトチェックをする機能を社会的な責任として引き受けてもらうというようなニュアンスが非常に薄まってしまって、やはり当事者意識のなさみたいなことに反映してくるのではないかと思いますので、ここにもやはり自分からファクトチェックをやってもらうのだというようなことをきちんと明記していただくことが大切だと思いましたので、一言申し上げました。

残りは後でメールか何かで差し上げたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは後藤構成員をお願いします。

【後藤構成員】 ありがとうございます。まず皆様と同じく私も今回の取りまとめが素晴らしい、ご苦勞なされた皆様に本当に深く感謝したいと思います。また今回の取りまとめは、総務省さんの今後の施策や、他省庁さんも含めた施策に展開されると期待します。その上で、勝手な期待を述べさせていただきたいと思います。最後の国際連携の取り組みが典型でございますが、今後、多国間でどうしていくのか、バイでどうしていくのかというところまで踏み込んでやっていただくこととなります。こういうものについてはもちろん専門の方が担当なさるのはわかるのですが、今回の取りまとめを海外向けに通用するように英語で全てまとめられると素晴らしいだろうと思います。その中で、前半の方の部分は日本ならではの事情のところがございます。日本がこうなっているからこういう考え方大事だよねというところに関しましては、多分海外向けにはちょっと補足をしないとイケないだろうし、海外と同じ課題意識を持っていますよというところは、それが通じるようにしなければいけない。そういうところが今後これに書き足されて、英語でいいドキュメントとして出されると非常に素晴らしい、世界的にもインパクトのあるものなのではないかと、誠に勝手な期待を込めてお願いしたいと思ったところでございます。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。更にご発言のご希望は、構成員の方、またオプザーバーの皆様でございますでしょうか。ないようであれば、特に本日ご指摘いただいた点、

事務局と私の方で取りまとめ骨子から取りまとめの方に反映させていきたいと思いますが、一点ずつと積み残しでありましたファクトチェックと伝統メディアの皆様との関係です。これについては、できればオブザーバーとしてご参加の伝統メディアの方々、あるいはネットメディアの団体の方からもぜひご意見をいただきたいと思っております。全体像、先ほどご指摘いただいている点について申しますと、6ページになりますけれども、これは今現状こうなっているということであるけれども本来こうあるべきだというAs isとTo Beで、これがTo Beを示しているものだと理解されると確かにやや問題があるというのはご指摘の通りでございます。場合によりましては、真ん中の伝統メディアとファクトチェック機関との間を広く、点線か何かでジャーナリズムに支えられた情報発信というところで括るか、伝統メディアの方の左側の青いブルーのところでも少し今低くなっていますけど、少し上に右のファクトチェック機関関連団体まで少し広げて、括弧してファクトチェック機能とか入れるとか、私の方で今までいただいたご指摘、それからオブザーバーである皆様のご意見等も踏まえて、もう一度引き取ってご提示をさせていただきたいと思っております。他にも本日貴重なご指摘を多々いただきました。これらを踏まえて、本日こういう形で骨子案をお示しいただきましたので、本日時間の関係でご発言をもっといっぱいしたかったのに我慢していただいて後で事務局に教えていただくとおっしゃっていただいた構成員の方もおられますし、本日ご発言がないあるいはご欠席の構成員の方もおられますし、繰り返しになりますけれども、オブザーバーの皆様におかれましては、この骨子案について本日の議論を踏まえて、ご要望・ご指摘・ご質問等あれば事務局にいただきたいと考えてございます。

それでは予定した時間でございますけれども、事務局におきましては先ほど私が申し上げたことを含めまして、構成員それからオブザーバーの皆様のご意見を引き続き賜りつつ、取りまとめ案の作成に入っていただきたいと思いますが、この点よろしいでしょうか。

【内藤補佐】 承知いたしました。よろしくお願いたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それからもう一点だけ言い忘れましたが、オブザーバーの皆様におかれましては、もし事務局にご質問、ご意見を例えばメール等でお寄せいただく等だけではなくて、本検討会の会合にメモを出されたいとか、あるいはもう一度ご発言あるいはご報告の機会を欲しいということであれば、私としては大変ありがたいことだと思っておりますので、そういうご希望があれば、この点も事務局までお寄せいただければというように思います。

それでは最後に事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは以上をもちましてデジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第22回およびワーキンググループ第26回の合同開講を閉会させていただきます。本日もご多用のところご参集いただき、活発なご議論いただき誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。